局長）、産業保安監督部支部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）及び那覇産業保安監督事務所長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については除く。）	東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区への企業立地促進事業費に限る。） 被災都市ガス導管移設復旧支援事業費補助金 ［削る］ 福島特定原子力施設地域振興交付金

局長）、産業保安監督部支部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）及び那覇産業保安監督事務所長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については除く。）	東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区への企業立地促進事業費に限る。） 被災都市ガス導管移設復旧支援事業費補助金 地域経済産業活性化対策費補助金（福島県等復興産学官連携支援事業に限る。） 福島特定原子力施設地域振興交付金

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成三十年度予算に係る補助金等から適用する。ただし、平成二十九年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務に対する平成十四年度経済産業省告示第二百六十八号の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第七十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成三十年四月二日

経済産業大臣　世耕　弘成